「特定改造自動車のエネルギー消費効率の算定実施要領」(新規告示)の制定等について

1. 背景

- (1) 乗用車及び車両総重量 3.5 トン以下の貨物車の「エネルギー消費効率」(燃費値)に ついては、エネルギー消費効率が優れた製品の普及を図り、また、製造事業者の開発意 欲を促進するため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)及び関係法 令に基づき、型式指定車にあってはカタログ等に明記することが義務付けられており、国 土交通大臣が型式指定に当たり算定することとなっています。また、この値を基にして計 算した燃費基準達成レベルが自動車検査証の備考欄に記載されています。
- (2) しかしながら、型式指定を受けていない自動車(型式指定を受けた状態から改造がなされた自動車を含む。)は、国土交通省が算定した燃費値を有していません。

2. 新規告示の概要等

- (1) 自動車製作者等は、型式指定車と原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置及び燃料の種類が同一である特装・改造等を行った自動車(以下「特定改造自動車」という)について、申請により、燃費値の算定を受けることができることとします。燃費値の算定は、特装・改造等に関し類型化(幅、高さ、車両重量等)し行います。(「特定改造自動車のエネルギー消費効率の算定実施要領」(新規告示))
- (2) 燃費値の算定を受けた自動車製作者等は、特定改造自動車に関し、所有者又は使用者からの請求があった場合には、燃費値等を記載した算定燃費値取得済証を交付しなければならないこととします。(同新規告示)
- (3) 上記新規告示の制定と併せ、関連告示の改正等を行い、以下の措置を講じます。
 - ・ 燃費の算定を受けた特定改造自動車の燃費値について、燃費基準達成レベルの評価を行います。(「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」(平成十六年国土交通省告示第61号)を改正。)
 - ・ 特定改造自動車について、車検等の際の申請に基づき、車両重量、幅、高さ等が算 定燃費値取得済証に記載された範囲内にあることなどを確認の上、燃費値を確定させ ます。
 - ・ 確定した燃費値の燃費基準達成レベルを、自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)により、特定改造自動車の自動車検査証の備考欄に記載するようにする等、必要な措置を講じます。

<u>3. 今後の</u>スケジュール

新規告示(上記2(1)及び(2))については、7月下旬に公布及び施行予定です。上記2(3)については、8月中旬に実施予定です。

(添付資料)「特定改造自動車のエネルギー消費効率の算定実施要領」(案)